令和5年度 第3回陸別町学校運営協議会

日 時:令和6年3月13日(水)午後7時30分より 場 所:陸別町役場 3階 第3会議室・第4会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報 告
 - 1) 小中一貫教育推進状況報告
 - 2) 学校運営協議会事業報告
 - 3)地域学校協働活動報告
 - 4) 学校運営の取組状況報告
- 4 議 事
 - 1) 次年度に向けた取組について
 - 2)熟議
 - 3) その他
- 5 閉 会

3 報 告

1) 小中一貫教育推進状況報告

前回報告分 ——

4月27日 小中一貫教育総会

小 学 校:15名 中 学 校:13名

教育委員会: 5名 計33名

4月24日 小中一貫野外奉仕活動

参加 小4: 6名 小5:16名

中1:15名中2:14名中3:14名計65名

4月~ 乗り入れ授業の展開

数学:渡邊耕平 教諭

英語:梅木美沙 教諭·Tim 英語指導助手

7月14日 小中一貫研修会

「i-check の活用について」(生活活動・学習活動調査)

講師:東京書籍株式会社 小畠様, 片貝様

小 学 校:13名 中 学 校:9名

教育委員会: な し 計22名

7月18日 小中一貫研修会

「板書とICT」講師:十勝教育局 髙橋指導主事

小 学 校:14名 中 学 校:11名

教育委員会: 1名 計26名

11月10日 陸別町教育研究大会

小 学 校:16名 中 学 校:15名

教育委員会: 5名 計36名

12月13日 第1回小6体験登校(感染症の流行により中止)

2月 7日 第2回小6体験登校(感染症の流行により延期)

3月 6日 第2回小6体験登校

2) 学校運営協議会事業報告

学校運営協議会会議

○ 6月 6日(火) 19:30~21:02 第1回陸別町学校運営協議会 委員10名 教委4名

〇11月28日(火)19:30~20:49

第2回陸別町学校運営協議会 委員8名 教委3名

3) 地域学校協働活動報告(学校支援関係:教育委員会が連絡調整したもの)

事業		対象		内容	講師	ウムグ 生 Minoの主 開催日	場所	備考
地域学校協働活動	小学校	全学年	水泳指導		足寄水泳協会	7/5 (水) ~ 8/25 (金)	陸別町水泳 プール	全 12 日 16 授業
		3年生	- 毛筆指導		野島俊彦	9/19 (火)	- 小学校	
		4 年生				9/5 (火)		
		5年生				9/26 (火)		
		6年生				9/11 (月)		
		1 年生	・読み聞かせ		前田智恵子 久禰田紀子	11/7(火)	小学校	
		2 年生				11/8 (水)		
	中学校	全学年	交通安全 薬物乱用防止		陸別駐在所 田中裕樹	7/21(金)	中学校	
		3年生	食育指導		JA 青年部	11/14 (火)	中学校	
土曜授業	中学校	3年生	行政相談 出前授業		行政相談員 小栗幹夫ほか	10/14 (土)	中学校	
		全学年	ネットトラブ ル防止教室		陸別駐在所 田中裕樹	10/14 (土)	中学校	
		1 年生	郷土資料室 斗満出土石器		教育委員会	11/25 (土)	中学校	
		3年生	町長講話		本田 学	12/16 (土)	中学校	
		全学年	ふる	るさと教育	空井猛壽	2/17 (土)	中学校	
	中学校	全学年 ほか	模擬議会	学習	陸別町議員	8/28 (月)	中学校	全 学 年
ふるさと科				見学	議会事務局	9/5 (火)	議会議場	2・3 年生
				議会	議長・町長・課長等	10/2 (月)	議会議場	3年生のみ
		1 年生	国	史跡	教育委員会	9/26 (火)	チャシ	
		1 年生	町指定文化財		秋月女 只五	9/28 (木)	公民館	
出前授業	小学校	5年生	海ル中野		国立環境研 町田敏暢	11/24(金)	小学校	
		6年生	海水実験					社会連携
	中学校	1 年生	科学と インドの話		名古屋大学	11/24(金)	中学校	連絡協議会
		2年生						

事業		対象	内容	講師	開催日	場所	備考
その他	中学校	2 年生	職場体験 学 習	各事業所 担 当 者	9/13 (水) 9/14 (木)	町 内各事業所	15 か所

前回会議段階で実施済分:網掛け部分

4) 学校運営の取組状況報告

説明資料 ~ 別紙を参照してください

4 議 事

1) 次年度に向けた取組について

説明資料 ~ 別紙を参照してください(当日配布)

- ※令和6年度学校運営協議会及び地域学校協働本部事業予定
 - ○5月下旬 第1回陸別町学校運営協議会

 - ・ 小中一貫教育の進捗状況報告 ・ 学校運営に関する基本方針の承認
 - 年間スケジュール(案)
- 熟議
- ○9月予定 地域と学校の連携推進協議会
 - 行政説明
- 実践発表
- パネルディスカッション(予定)
- ○11月下旬 第2回陸別町学校運営協議会
 - 小中一貫教育推進状況報告
- 学校運営協議会事業報告
- 地域学校協働本部事業報告
- 学校運営の取組状況報告

- 熟議
- ○3月中旬 第3回陸別町学校運営協議会
 - 小中一貫教育推進状況報告 学校運営協議会事業報告
 - ・地域学校協働本部事業報告 ・学校運営の取組状況報告
 - ・次年度に向けた取組について ・熟議

*地域学校協働本部事業は新年度に学校と協議。

2)熟議

別紙を参照してください。(事前配布)

3) その他

【来年度の委員】

後日で事務局からお声がけをします。

所属団体に委員選出をお願いする場合があります。

【令和6年度学校運営協議会予算】

委員費用弁償(旅費) 1,440円(会議出席分)

当日配付資料

令和6年3月13日 第3回陸別町学校運営協議会

4 1) 次年度に向けた取組について ~ 1 年の流れ(案)

目指す学校像:誰もが通いたい学校、働きたい学校

大目標:目指す学校像を受けて、地域でできることを探る。 【PDCA】

○学校訪問【4月~3月】

[DO]

- ・学校に来て、見てもらう、知ってもらう。年1回でも良い。 (PTA全体懇談会・保護者参観日・地域参観日・学校行事など)
- 委員の皆さんは、できるだけ学校との接点を高めていただければ…。

①第1回陸別町学校運営協議会【5月下旬】

[PLAN • DO]

熟議のテーマ:誰もが通いたい学校、働きたい学校って何だろう?

③第2回陸別町学校運営協議会【10月】

[CHECK]

熟議のテーマ:中間総括~今現在、目指す学校像になっているか CHECK しよう

④第3回陸別町学校運営協議会【3月中旬】

[ACTION • PLAN]

熟議のテーマ: 最終総括~1 年間を通して目指す学校像になっていたか? 次年度に向けてどうしていったら良いだろうか?

本日の熟議のテーマ

「あなたが考える楽しい学校生活とは」

- ①委員のみなさんが学校生活で楽しかったこと、もっとこうだったら楽しかったのに と思ったことは何だろう?
- ②今の子どもたちにとって、どのようにしたらもっと楽しくなるだろうなと思われる ことは?

熟議のやり方

- ・2グループに分かれてテーマにそって熟議 所要時間:20分
- 各グループの進行は教育委員会職員
- ・グループは、前回と同じ小学校チームと中学校チーム 小学校チーム:小田・新見・菅原・ 南 ・佐藤・副島次長 中学校チーム:伊澤・永山・久保・土屋・角熊・遠藤主任主査
- 熟議終了後、教委職員からグループでの意見を紹介する。

お願いしたいこと

- 自分が思うことを自由にご発言ください。
- 誰かの意見を聞いて参考になれば、それを吸収してください。
- なるべくゆっくりと話してください。(記録のため)

この熟議のゴール

- テーマに対してなるべくたくさん違った意見を出す。
- ・学校の課題に対して解決を目指すものではありません。
- 委員みなさん自身の考えに役に立つことをたくさんもらってください。
- それぞれの立場でできることの実践に向けて考えるきっかけとしてください。

第3回会議後での教委事務局がすること

- 委員の意見は主なものを HP にあげる。(教委事務局内で協議後)
- 委員の意見から地域学校協働本部事業につながることを見いだす。
- *熟議とは「参加者が課題について学習・熟慮し、議論をすることによって、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まり、それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、個々人が納得して自分の役割を果たすようになる」ためのものということです。

平成31年3月15日教育委員会規則第2号令和2年3月3日改正(令和2年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 陸別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。
 - (1)教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2)教育課程の編成に関すること。
 - (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
 - (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

- 第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校、家庭及び地域の連携促進)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

- 第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援 に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
 - (1)対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。
 - (2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

- 第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 対象学校の児童又は生徒の保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4)前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

- 第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

- 第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (2)協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為
 - (3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

- 第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 14 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、 委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の公開)

- 第 15 条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
 - (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)
- 第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

- 第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員を解任することができる。
 - (1) 第12条の規定に違反したとき。
 - (2)委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。